Ｑ＆Ａ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 質問内容 | 回答 |
| 1 | この補助金はどういった内容の補助金か？ | 新型コロナウイルス感染症が発生した障害福祉サービス事業所等（別表１のとおり）が、障害福祉サービスを継続して提供できるよう、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等（主に訪問によるサービス支援にかかる経費）に対して支援を行うもの。  ※対象要件(1)④「当該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した」以外の要件については、原則各事業所において感染者（濃厚接触者を含む）発生後から感染終息までの期間におけるかかり増し経費等が対象です。（但し、この期間にコロナ感染者等への対応のために、通常とは異なり大量に消費した消耗品について、終息後に買い足したものについては対象となります。）  **※本補助金は、感染者発生後から感染終息までの期間における真に要したかかり増し経費等が対象です。本趣旨をご理解の上申請いただくようお願いいたします。** |
| 2 | 対象事業所以外（例えば地活、移動支援）は対象とならないのか？ | 国制度に基づき実施するため、国が示す対象事業所以外は対象外となります。 |
| 3 | 例えば、「別表2対象経費の例」の「イ　マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用」とあるが、マスク、手袋、体温計の他には具体的には？ | マスク、手袋、体温計等の衛生用品となっているので、衛生用品であれば対象としていただいて構いません。また、パルスオキシメーター等の医療機器も対象としていただいて結構です。但し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のために使用しているもの、かつ市基準額の範囲内に限ります。 |
| 4 | 対象経費に賃金や手当等の人件費が示されているが、どういったものか？ | 通常の障害福祉サービスでは発生しない（新型コロナウイルス感染症の対応による）人件費となります。ただし、障害福祉サービスの提供にかかる本体報酬や他の同種の補助金で請求している人件費は対象外となります。 |
| 5 | 対象経費の金額が市基準額を超えた場合はどうなるのか？ | 超えた金額については、法人（事業所）負担となります。 |
| 6 | 多機能事業所の場合、いずれのサービス種別の基準額にすればよいのか？ | 要綱第3条(1)①～④の要件に該当しているサービス種別の基準額を選択してください。 |
| 7 | 領収書が必要とされているが、ない場合はどのようにすればよいのか？ | 領収書がない場合は、それに代わるもの（金額・物品の内容が確認でき、発行元の証明のあるもの）を提出してください。（法人若しくは事業所の会計で支出されたものであれば、経費として計上するために必要な根拠資料も保管されているはずです。） |
| 8 | 「(1) 事業所等におけるサービス継続支援事業の④」には、自主休業の届出を経て、できる限りの支援を実施した事業所について、居宅への訪問に替えて電話等による対応を行った場合も含まれるのか？ | 訪問サービスを行っている事業所が対象となります。（今回のかかり増し経費の助成は、障害福祉サービスの提供にかかる本体報酬や他の同種の補助金で請求しているものは対象外となりますので、電話等による対応については、障害福祉サービスの報酬の対象となりますためかかり増し経費の対象とはならないものです。） |
| 9 | 他の補助事業から補助金を受ける場合はどうなるか？ | 他の補助金で補助を受けている費用については、補助対象となりません。同じ経費に対して別々の補助金に二重に申請することがないようにしてください。  なお、本サービス継続支援事業補助金は、愛知県において実施される「緊急包括支援交付金（障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業）」と対象経費が重複するものがありますが、それぞれ目的が異なるものであり、例えば、サービス継続支援事業は基本的に新型コロナウイルス感染症が発生した施設等を対象とするものです。各補助金に優先順位はありませんが、重複する対象経費について両方の事業に申請することはできませんので、各事業所の状況に  適した事業を選択して申請してください。 |
| 10 | 別表１について。要件①～④は該当すればそれぞれ対象となるのか？例えば生活介護事業所で感染者が発生し②に該当、濃厚接触者にも対応として③にも該当する場合、基準額上限額は631千円＋631千円となるのか？ | 要件（１）①～④はいずれかに該当した場合に基準上限額の範囲内で申請いただくことになりますので、左記例ですと631千円となります。  但し、（１）①～③と⑤と（２）、（１）④と（２）はそれぞれ該当した場合にあわせて申請いただくことが可能です。 |
| 11 | いつまでの購入分等が対象となるのか？ | 納品日が３月３１日（水）の日付までのものについて対象となります。 |
| 12 | 対象施設で介護サービスも実施しており、介護サービスにも同じ補助金があるようだが、申請はどうすれば良いか。 | 介護と障害を一体的に実施している場合（例：訪問介護＜介護＞と居宅介護＜障害＞）、主に対応を要した側で申請願います。ただし、同じ補助事業を重複して申請は出来ませんので、ご注意ください。  共生型の指定を受けて実施している場合、原則本体事業所を所管している方を優先してご申請下さい。また基準該当の場合には介護にて申請願います。 |
| 13 | 「障害者施設等における検査費用補助金」との優先順位、関係性は。 | 「障害者施設等における検査費用補助金」（以下「ＰＣＲ検査補助金」という）は本事業の補完的役割を担っており、本事業を優先的にご活用いただくことをお願いしております。  なお、既に本事業の交付を受けている事業所については、申請の前に本市へ連絡願います。（「ＰＣＲ検査補助金」と本事業にて同じ内容により重複して補助金の交付を受けることは出来ません。）  また、「ＰＣＲ検査補助金」と本事業に分けて申請することは可能ですが、切り分ける最小の単位は検査ごととなります。（1回の検査にかかった費用を按分して申請することはできません。）  ※「愛知県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（感染対策徹底支援事業）」について、本件検査費用は対象外と聞いております。 |
| 14 | 押印は必要か。 | 申請書の代表者職氏名欄にご署名いただければ、押印は必要ありません。なお、記名・押印（代表者印）の押印によって申請することを妨げるものではありません。 |